

縦覧期間終了後のインターネット公表継続に係る各自治体の状況（H25 年度調査）

自治体名	実施の有無	根拠規定	継続図書等	公表主体	公表場所	公表データの印刷	公表期間	（参考）規定内の縦覧実施者	
								図書（紙）	電子縦覧
仙台市	有	無	本書及び要約書	市長	市HP	事業者の裁量	規定無し	市長	市長
さいたま市	有	無	本書及び要約書	市長	市HP	印刷可能	規定無し	市長	市長
千葉市	<検討中>	<条例・施行規則に規定予定>	<本書及び要約書>	<事業者>	<事業者HP>	<検討中>	<検討中>	市長	<事業者>
東京都	無							知事	知事
川崎市	無							市長	市長
横浜市	有	「環境影響評価に関する図書等の公表に係る実施要領」	本書及び要約書	市長	市HP	事業者の裁量	次の図書公表時まで、ただし最終図書は1年間	市長	市長
新潟市	<検討中>		<検討中>	<検討中>	<検討中>	<検討中>	<検討中>	事業者 ※報告書のみ市長	事業者
名古屋市	有	「環境影響評価関係図書等のインターネット公表による事務取扱」	本書及び要約書	市長	市HP	印刷可能	手続き終了後10年間	市長	市長
京都市	無							市長	市長
大阪市	有	「環境影響評価関係図書の電子縦覧等に係る実施要領」	本書及び要約書	市長	市HP	事業者の裁量	最後の事後調査報告書の縦覧終了後で、事業者から申出があった場合に終了	市長	市長
堺市	有	技術指針	本書及び要約書	事業者	事業者HP	事業者の裁量 「印刷可能とすることが望ましい」	明確な定め無し 「図書（紙）の縦覧終了後も可能な限り継続することが望ましい」	市長	事業者
神戸市	無							市長	事業者
広島市	有	事業者の同意が得られた場合	本書及び要約書	市長	市HP	印刷可能		市長	市長
北九州市	有	「環境影響評価図書の貸出、複写及びホームページによる公開に関する要領」	本書及び要約書	市長	市HP	印刷可能	無期限	市長	事業者
福岡市	有	福岡市環境影響評価条例施行規則	本書及び要約書	事業者	事業者HP	事業者の裁量	・評価書及び要約書の縦覧期間満了までとするが、事後調査を行う場合は、事後調査報告書の掲載期間（30日）終了まで	事業者	事業者
熊本市（県）	無							事業者	事業者